### 会計基準の改正について

## 1 改正の概要

平成25年9月13日に、「連結財務諸表に関する会計基準」(以下「連結会計基準」)及び「包括利益の表示に関する会計基準」(以下「包括利益会計基準」)その他一連の改正が行われました。

今回の「連結会計基準」の改正は、会計処理に関する改正と表示に 関する改正とに大きく分けることができますが、このうち、会計処理 に関する改正は、もともと税理士試験での受験学習上は扱っていない 範囲であるため、特に気にする必要はありません。したがって、表示 に関する改正のみをここで取り上げます。

また、「包括利益会計基準」はもともと表示に関する会計基準である ため、これも表示に関する改正ということになります。

	改正後	改正前	
連結貸借対照表	非支配株主持分	少数株主持分	
連結損益計算書	\\/\ \+\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	少数株主損益調整前	
	当期純利益	当期純利益	
	非支配株主に帰属する	少数株主利益	
	当期純利益		
	親会社株主に帰属する	当期純利益	
	当期純利益		

表示に関する主な改正点

#### 適用時期について

「連結会計基準」第39項の表示方法に係る事項については、<u>平成27</u> 年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用するものとされ ており、かつ早期適用は認めないこととされています。

同時に改正の行われた純資産の部の表示(改正前:少数株主持分 → 改正後:非支配株主持分)に関しても、上記と同一の連結会計年度から変更が適用されることとされています。

#### 受験学習上の取り扱い

今回の改正は、平成27年度の本試験では、<u>簿記論</u>及び<u>財務諸表論の</u> 計算においては、まだ影響がないものと考えられます。

当面の影響は、財務諸表論の理論における記述の際に用いる用語に 限定されるものと考えられます。

## 改正後 26. 子会社の資本のうち親会社に帰属しない部 分は、非支配株主持分とする。

- 39. 連結損益及び包括利益計算書又は連結損益 39. 連結損益及び包括利益計算書又は連結損益 計算書における、営業損益計算、経常損益計 算及び純損益計算の区分は、下記のとおり表 示する。
  - (1) (変更なし)
  - (2) (変更なし)
  - (3) 純損益計算の区分は、次のとおり表示す る。
    - ① (変更なし)
    - ② 税金等調整前当期純利益に法人税等 (住民税額及び利益に関連する金額を課 税標準とする事業税額を含む。)を加減し て、当期純利益を表示する。
    - ③ 2計算書方式の場合は、当期純利益に 非支配株主に帰属する当期純利益を加減 して、親会社株主に帰属する当期純利益 を表示する。1計算書方式の場合は、当 期純利益の直後に親会社株主に帰属する 当期純利益及び非支配株主に帰属する当 期純利益を付記する。

### 改正前

- 26. 子会社の資本のうち親会社に帰属しない部 分は、<u>少数</u>株主持分とする。
- 計算書における、営業損益計算、経常損益計 算及び純損益計算の区分は、下記のとおり表 示する。
  - (1) (変更なし)
  - (2) (変更なし)
  - (3) 純損益計算の区分は、次のとおり表示す る。
    - ① (変更なし)
    - ② 税金等調整前当期純利益に法人税等 (住民税額及び利益に関連する金額を課 税標準とする事業税額を含む。)を加減し て、少数株主損益調整前当期純利益を表 示する。
    - ③ 少数株主損益調整前当期純利益に少数 株主損益を加減して、当期純利益を表示 する。

### 結論の背景

55-2. 平成25年改正会計基準では、少数株主持 分を非支配株主持分に変更することとした (第26項参照)。これは、他の企業の議決権の 過半数を所有していない株主であっても他の 会社を支配し親会社となることがあり得るた め、より正確な表現とするためである。これ に合わせて、少数株主損益を、非支配株主に 帰属する当期純利益に変更することとした。

(新設)

# 3「包括利益会計基準」に関する改正

改正後	改正前		
4.「包括利益」とは、当該企業の純資産に	4.「包括利益」とは、当該企業の純資産に		
対する持分所有者との直接的な取引によらな	対する持分所有者との直接的な取引によらな		
い部分をいう。当該企業の純資産に対する持	い部分をいう。当該企業の純資産に対する持		
分所有者には、連結財務諸表においては、	分所有者には、連結財務諸表においては、		
当該企業の子会社の <u>非支配</u> 株主も含まれる。	当該企業の子会社の <u>少数</u> 株主も含まれる。		
5.「その他の包括利益」とは、包括利益のうち	5.「その他の包括利益」とは、包括利益のうち		
当期純利益に含まれない部分をいう。連結財	当期純利益 <u>及び少数株主損益</u> に含まれない部		
務諸表におけるその他の包括利益には、親会	分をいう。 <u>その他の包括利益は、個別財務諸</u>		
社株主に係る部分と <u>非支配</u> 株主に係る部分が	表においては包括利益と当期純利益との間の		
含まれる。	差額であり、連結財務諸表においては包括利		
	益と少数株主損益調整前当期純利益との間の		
	<u>差額である。</u> 連結財務諸表におけるその他の		
	包括利益には、親会社株主に係る部分と <u>少数</u>		
	株主に係る部分が含まれる。		
6. 当期純利益にその他の包括利益の内訳項目	6. 包括利益の計算の表示は、次による。		
を加減して包括利益を表示する。	(1) 個別財務諸表においては、当期純利益に		
	その他の包括利益の内訳項目を加減して包		
	括利益を表示する。		
	(2) 連結財務諸表においては、少数株主損益		
	調整前当期純利益にその他の包括利益の内		
	訳項目を加減して包括利益を表示する。		
11. 包括利益を表示する計算書は、次のいずれ	11. 包括利益を表示する計算書は、次のいずれ		
かの形式による。連結財務諸表においては、	かの形式による。連結財務諸表においては、		
包括利益のうち親会社株主に係る金額及び <u>非</u>	包括利益のうち親会社株主に係る金額及び <u>少</u>		
<u>支配</u> 株主に係る金額を付記する。	<u>数</u> 株主に係る金額を付記する。		
(1) (変更なし)	(1) (変更なし)		
(2) (変更なし)	(2) (変更なし)		

## 4 表示例(2計算書方式)

改正後		改正前	
連結損益計算書		連結損益計算書	
売上高	10,000	売上高	10,000
:		i	
税金等調整前当期純利益	2, 200	税金等調整前当期純利益	2, 200
法人税等	900	法人税等	900
当期純利益	1,300	少数株主損益調整前 当期純利益	1, 300
非支配株主に帰属する当期純利益	300	少数株主利益	300
親会社株主に帰属する当期純利益	1,000	当期純利益	1,000
		-	
<u>連結包括利益計算書</u>		連結包括利益計算書	
当期純利益	1,300	少数株主損益調整前 当期純利益	1,300
その他の包括利益:		その他の包括利益:	
その他有価証券評価差額金 530		その他有価証券評価差額金 530	
(省略)	700	(省略)	700
包括利益	2,000	包括利益	2,000
(内訳)		(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	1,600	親会社株主に係る包括利益	1,600
非支配株主に係る包括利益	400	<u>少数</u> 株主に係る包括利益	400

(注)上記の改正に伴い、連結株主資本等変動計算書においても、従来の利益剰余金の変動事由である「当期純利益」は、改正後は「親会社株主に帰属する当期純利益」に表示が変更されます。 また、従来の「少数株主持分」は「非支配株主持分」に変更されます。